

調整給付金（不足額給付分）（※）支給確認書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

（注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。）

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 7年10月31日 までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

右下の2次元コードからオンライン申請することにより確認書の返送に替えることができます。

オンライン申請を行う場合は、本確認書の返送は不要です。

支 給 方 法 口座振込

支 給 日 確認書を受領した日から約3週間後

支 給 口 座

支 給 額 円

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。



令和7年1月1日時点で当市区町村に住所が無い場合は、二次元バーコードによるオンライン申請は行えません。

（1）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①）	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円	円	円
	注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ）
			円
支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	円	円	円

・各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

・上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

・本給付金を受給しない場合は、以下のチェック欄（□）にレを記入してください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

- ☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は 令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（レ）してください。
- ☐ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）がありました。
※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- ☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。（各数値について重大な相違を認める場合）

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	日中に連絡可能な 電話番号	
----	--	-----	----------	------------------	--

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

（市区町村使用欄）受付No.



1 0 0 0 0 0 5 1 7 8 7 9 0 1

市区町村
受付印

裏面に続きます

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の「支給口座」に印字が無い場合または、記載されている口座を既に解約しているなどの理由で異なる口座への振込を希望する場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。

- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
通帳等の写しは不要
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

- ②下記の口座への振込を希望します。
長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。
ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

金融機関コード				支店コード		分類	口座番号(右詰めでご記入ください。)									
						1. 普通 2. 当座										
金融機関名				支店名		口座名義人	上段(フリガナ) ※必ずご記入ください。									
							下段 名義人漢字									
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連				本店 支店 本所 支所 出張所												

※口座名義人が本人以外の場合は、本人確認書類とともに必ず下記の代理人の記載と確認書類の写しを添付してください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所	
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成		
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 〔 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 〕を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				本人氏名	署名

提出書類

- 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
□ 氏名、確認日、連絡先電話番号(1枚目表面)
□ 振込口座(1枚目裏面(1枚目表面の「支給口座」に印字が無い場合などに記入))
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
□ 本人確認書類等貼付用紙の氏名記入
□ 本人確認書類等貼付用紙の氏名記入
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」で②をチェックした場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れ、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れ、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)